



# 鳥取県公報

平成 30 年 3 月 27 日 (火)  
号外第 30 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例 (25) (循環型社会推進課) . . . . . 6
	鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例 (26) (緑豊かな自然課) . . . . . 8
	職員の給与に関する条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (27) (くらしの安心推進課) . . . . . 10
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (28) (住まいまちづくり課) . . . . . 11
	鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例 (29) (立地戦略課) . . . . . 13
	鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 (30) (農地・水保全課) . . . . . 30
	鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (31) (林政企画課) . . . . . 33
	鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (32) (水産課) . . . . . 37

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、有害使用済機器の保管又は処分について規制されることに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 有害使用済機器の保管又は処分を業として行う者が行う有害使用済機器の保管について、条例の規制対象から除く。

(2) 使用済物品の定義から廃棄物を除く。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

## (4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成30年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県都市公園条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

(1) 都市公園法施行令の一部改正により、都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限について条例で定めることとされたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理候補者の選定方法の見直しに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限は、100分の50とする。

(2) 鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理候補者は、公募により選定することとする。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とする。

## ◇職員の給与に関する条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

旅館業法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

## (1) 職員の給与に関する条例の一部改正

災害派遣手当について定めた規定中ホテル営業及び旅館営業を旅館・ホテル営業に改める。

## (2) 鳥取県旅館業法施行条例の一部改正

旅館・ホテル営業の収容定員は、客室の有効面積3平方メートルについて1人以下とする。

## (3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成30年6月15日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

(1) 公営住宅法の一部が改正され、認知症である入居者等の収入申告義務が緩和されたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 庄内団地を大山町に無償譲渡することに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 収入の申告をすること等が困難な入居者の収入の認定について、当該入居者の収入の申告によらず認定

できることとする。

- (2) 庄内団地を廃止する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成30年4月1日とする(2)に関する事項を除き、公布日とする。

◇鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

企業立地及び雇用に関する社会情勢の変化を踏まえ、企業立地事業補助金の額の上限を見直す等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 企業立地事業補助金の額の上限を投下固定資産額に100分の40（現行 100分の50）を乗じて得た額とする。
- (2) 特定製造業、自然科学研究所に属する事業及び職員教育施設・支援業に属する事業に係る企業立地事業補助金の投下固定資産額に係る補助率を100分の20（現行 100分の30）とする。
- (3) 企業立地事業補助金について、特定製造業以外の製造業等の事業で常時雇用労働者が30人以上増加する場合の限度額の例外（30億円）を廃止するとともに、特定製造業に係る限度額を15億円（現行 30億円）と、ソフトウェア業等に係る限度額を5億円（現行 10億円）とする。
- (4) 各加算措置の限度額のうち、現行が10億円であるものを5億円とするとともに、加算措置の合計の限度額を15億円（現行 20億円）とする。
- (5) 1年間に交付する企業立地事業補助金の限度額を5億円（現行 7億円）とする。
- (6) 企業立地事業に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って行う事業であって知事が要綱で定めるものを追加する。
- (7) 県内中小企業に限り、高年齢常時雇用労働者を雇用要件の算入対象とする。
- (8) 情報通信関連雇用事業及びコンテンツ・事務管理関連雇用事業を見直し、次世代ソフトウェア産業等立地事業とする。
- (9) その他所要の規定の整備を行う。
- (10) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成30年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

土地改良法の一部改正により、農地中間管理機構が借り入れている農地について農業者からの申請によらない土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が新設されたことに伴い、機構関連事業に係る特別徴収金を徴収することができるよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 機構関連事業の施行に係る地域内の土地について、農地中間管理機構に農地中間管理権を設定等をした者又は農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けた者が、当該機構関連事業の計画を定めた旨を公告した日から、当該機構関連事業の工事の完了の公告の日が属する年度の翌年度の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転、賃貸借の解除等を行った場合には、その者から特別徴収金を徴収することとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

民間手法の導入による施設運営の効率化及びサービスの向上を図るため、鳥取県立二十一世紀の森（以下「二十一世紀の森」という。）について、指定管理者制度を導入する。

## 2 条例の概要

(1) 二十一世紀の森の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

ア 二十一世紀の森（知事が別に定める区域を除く。）の施設設備の維持管理その他二十一世紀の森の管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。

イ 指定管理者の管理の期間は、5年間とする。

ウ 指定管理者の選定基準は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に定める基準のほか次のとおりとする。

(ア) 二十一世紀の森を活用し、森林及び林業に対する理解を促進するための事業を実施すること。

(イ) その他知事が二十一世紀の森の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

エ 開園時間及び休園日は、指定管理者が知事の承認を得て定める。

オ 指定管理者は、施設設備を毀損する者等に対して、入園を拒み、退去を命ずることができる。

カ 指定管理者は、二十一世紀の森の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。

キ 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実習館又はとっとり林業技術訓練センターを利用する者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

ク 利用料金については、次のとおりとする。

(ア) 利用料金は、協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

(イ) 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とするイに関する事項を除き、平成31年4月1日とする。

イ 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

ウ 所要の経過措置を講ずる。

## ◇鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

民間手法の導入による施設運営の効率化及びサービスの向上を図るため、鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館（以下「かにかっこ館」という。）について、指定管理者制度を導入する。

## 2 条例の概要

(1) かにかっこ館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

ア かにかっこ館の水生生物の飼育管理及び施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。

イ 指定管理者の管理の期間は、5年間とする。

ウ 開館時間及び休館日は、指定管理者が知事の承認を得て定める。

エ 指定管理者は、施設設備又は展示物を損傷する者等に対して、利用を拒み、又は退去を命ずることができる。

オ 指定管理者は、かにかっこ館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。

カ この条例に定めるもののほか、かにかっこ館の管理に関し必要な事項は、協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とするイに関する事項を除き、平成31年4月1日とする。

- イ 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。
- ウ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第25号

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成27年鳥取県条例第54号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 雑則（第11条—<u>第16条</u>）</p> <p>第4章 罰則（<u>第17条—第19条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）使用済物品 次に掲げる物品であって、一度使用されたものをいう。<u>ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）を除く。</u></p> <p>ア～ク 略</p> <p>（2）使用済物品回収業 使用済物品の収集又は運搬を行う事業をいう。ただし、次に掲げる事業を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>（改善命令）</p> <p>第14条 略</p> <p>（有害使用済機器の保管の特例）</p> <p>第15条 <u>有害使用済機器（廃棄物処理法第17条の2第1項に規定する有害使用済機器をいう。以下この条において同じ。）の保管又は処分を業として行う者が行う有害使用済機器の保管については、第7条か</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 雑則（第11条—<u>第15条</u>）</p> <p>第4章 罰則（<u>第16条—第18条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）使用済物品 次に掲げる物品であって、一度使用されたものをいう。</p> <p>ア～ク 略</p> <p>（2）<u>廃棄物</u> <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。</u></p> <p>（3）<u>使用済物品回収業</u> <u>使用済物品（廃棄物となつたものを除く。）の収集又は運搬を行う事業をいう。ただし、次に掲げる事業を除く。</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>（改善命令）</p> <p>第14条 略</p>

ら第10条まで及び第12条から第14条までの規定は、  
適用しない。

(規則への委任)

第16条 略

第17条 略

第18条 略

第19条 略

(規則への委任)

第15条 略

第16条 略

第17条 略

第18条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第26号**

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 都市公園及び公園施設の設置基準（第1条の3—<u>第1条の6</u>）</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（公園施設の設置基準）</p> <p>第1条の4 略</p> <p><u>（運動施設の設置基準）</u></p> <p><u>第1条の5 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p> <p>（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準）</p> <p><u>第1条の6</u> 略</p> <p><u>第4条 削除</u></p> <p>別表第2（<u>第1条の6</u>関係） 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 都市公園及び公園施設の設置基準（第1条の3—<u>第1条の5</u>）</p> <p>第3章～第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（公園施設の設置基準）</p> <p>第1条の4 略</p> <p>（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準）</p> <p><u>第1条の5</u> 略</p> <p><u>（指定管理者の選定の特例）</u></p> <p><u>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立布勢総合運動公園の指定管理者の候補者を選定するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定により追加指定をする場合には、鳥取県立布勢総合運動公園においても鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項及び第5条の規定により指定管理者の候補者を選定することができる。</u></p> <p>別表第2（<u>第1条の5</u>関係） 略</p>



附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第27号**

職員の給与に関する条例及び鳥取県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前		
<p>(災害派遣手当) 第11条の10 略</p> <p>2 災害派遣手当の日額は、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、次の表に定める額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 この表において、公用の施設等とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する<u>旅館・ホテル営業</u>の用に供する施設以外の施設をいう。</p> <p>3 略</p>	略	<p>(災害派遣手当) 第11条の10 略</p> <p>2 災害派遣手当の日額は、滞在期間及び利用施設の区分に応じ、次の表に定める額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考 この表において、公用の施設等とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項又は第3項に規定する<u>ホテル営業又は旅館営業</u>の用に供する施設以外の施設をいう。</p> <p>3 略</p>	略
略			
略			

(鳥取県旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県旅館業法施行条例(昭和33年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(収容定員) 第5条 客室には、次の各号に定める施設について、それぞれ当該各号に定める割合を<u>超えて</u>客を収容してはならない。</p> <p>(1) <u>旅館・ホテル営業</u>及び下宿営業 客室の有効面積3平方メートルについて 1人</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(収容定員) 第5条 客室には、次の各号に定める施設について、それぞれ当該各号に定める割合を<u>こえて</u>客を収容してはならない。</p> <p>(1) <u>ホテル営業、旅館営業</u>及び下宿営業 客室の有効面積3平方メートルについて 1人</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置に係る手数料の徴収)

2 旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)附則第5条第1項に規定する許可の申請については、1件につき22,000円の手数料を徴収する。

3 前項の規定により手数料を徴収した申請に係る許可については、鳥取県旅館業法施行条例第8条第1号の手数料は徴収しない。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第28号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(家賃の決定)</p> <p>第9条の4 家賃は、毎年度、次条第2項又は第3項の規定により認定された収入の額（<u>同条第4項</u>の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額。第19条第1項及び第2項において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第22条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者が、その請求に応じないとき（<u>次条第3項の規定により収入の額を認定する場合を除く。</u>）は、当該県営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第9条の5 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 入居者が公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合であつて、第1項に規定する収入の申告をすること及び第22条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、公営住宅法施行規則第9条に定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該入居者に通知するものとする。</u></p> <p><u>4 入居者は、前2項の認定に対し、知事に意見を述べる</u>ことができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、正当の事由があると認めるときは当該認定を更正し、その旨を入居者に通知するものとする。</p> <p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項又は第3</p>	<p>(家賃の決定)</p> <p>第9条の4 家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入の額（<u>同条第3項</u>の規定により更正された場合には、その更正後の収入の額。第19条第1項及び第2項において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第22条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者が、その請求に応じないときは、当該県営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第9条の5 略</p> <p>2 略</p> <p>3 入居者は、<u>前項</u>の認定に対し、知事に意見を述べる ことができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、正当の事由があると認めるときは当該認定を更正し、その旨を入居者に通知するものとする。</p> <p>(収入超過者等に関する認定)</p> <p>第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項の規定に</p>

項の規定により認定した入居者の収入の額が第 5 条第 1 項第 2 号アからウまでに掲げる場合に応じ同号アからウまでに掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き 3 年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2 知事は、第 9 条の 5 第 2 項又は第 3 項の規定により認定した入居者の収入の額が最近 2 年間引き続き令第 9 条の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き 5 年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

3 略

(家賃)

第24条の11 略

2 前項の入居者の収入については、第 9 条の 5 の規定を準用する。

3 略

別表第 1 (第 2 条の 2 関係)

名称	位置
略	
夕日ヶ丘団地	境港市夕日ヶ丘一丁目
略	

別表第 2 (第 26 条関係)

名称	管理を行わせる者
略	
浜の上第 1 団地	大山町
略	

より認定した入居者の収入の額が第 5 条第 1 項第 2 号アからウまでに掲げる場合に応じ同号アからウまでに掲げる金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き 3 年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2 知事は、第 9 条の 5 第 2 項の規定により認定した入居者の収入の額が最近 2 年間引き続き令第 9 条の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き 5 年以上入居している場合にあつては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

3 略

(家賃)

第24条の11 略

2 前項の入居者の収入については、第 9 条の 5 の規定を準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「第24条の11第 1 項」と読み替えるものとする。

3 略

別表第 1 (第 2 条の 2 関係)

名称	位置
略	
夕日ヶ丘団地	境港市夕日ヶ丘一丁目
庄内団地	西伯郡大山町高田
略	

別表第 2 (第 26 条関係)

名称	管理を行わせる者
略	
庄内団地 浜の上第 1 団地	大山町
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 の改正規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第29号**

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>企業立地等事業 企業立地事業及び次世代ソフトウェア産業等立地事業をいう。</u></p> <p>(2) 企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する工場、事業所その他の施設又は設備（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する事業であって、次条第 1 項の規定による知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>ア～カ 略</p> <p><u>キ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って行われる事業であって知事が要綱で定めるもの</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 企業立地等事業 企業立地事業、<u>情報通信関連雇用事業及びコンテンツ・事務管理関連雇用事業をいう。</u></p> <p>(2) 企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する工場、事業所その他の施設又は設備（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する事業であって、次条第 1 項の規定による知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) <u>情報通信関連雇用事業 専用通信回線を利用する次に掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業であって、次条第 2 項の規定による知事の認定を受けたものをいう。</u></p> <p><u>ア 中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であって、知事が要綱で定めるもの（以下「特定製造業」という。）</u></p> <p><u>イ 前号イからエまでに掲げる事業</u></p> <p>(4) <u>コンテンツ・事務管理関連雇用事業 次に掲げる事業の用に供する事業所若しくは設備を新設し、若しくは増設し、又は当該事業のために電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第 2 条第 3 号に規定する電気通信役務の提供を新たに受け、若しくは拡大する事業であって、次条第 3 項の規定による知事の認定を受けたものをいう。</u></p> <p><u>ア 第 2 号カに掲げる事業</u></p>

(3) 次世代ソフトウェア産業等立地事業 次に掲げる事業の用に供する事業所又は設備を新たに賃借する事業であつて、次条第2項の規定による知事の認定を受けたものをいう。

ア 前号イ、ウ又はカに掲げる事業

イ アに準ずるものとして知事が要綱で定める事業

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 高年齢常時雇用労働者 雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者（1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者に限る。）のうち、県内に住所を有するものをいう。

(9) 略

(10) 略

(11) 初年度賃借料 賃借料（次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金の対象となる賃借に要する費用を除く。）のうち、企業立地事業の完了の日から1年間分の額をいう。

(12) 県内中小企業 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者及び同法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数の合計が300人以下の会社及び個人であつて、工場等を県内に設置しているものをいう。

(13) 特定製造業 中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であつて、知事が要綱で定めるものをいう。

(14) 特定サプライヤー 自動車、航空機若しくは医療機器又はこれらに類する物で知事が要綱で

イ 知事が要綱で定める事務に係る業務を行う事業

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 専用通信回線 電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者が設定する電気通信回線であつて、当該電気通信事業者との同条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約において専ら当該提供を受ける者の用に供するとされたもの（これに準ずると知事が認めるものを含む。）をいう。

(11) 略

(12) 初年度賃借料 賃借料（情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。）のうち、企業立地事業の完了の日から1年間分の額をいう。

(13) 県内中小企業 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であつて、工場等を県内に設置しているものをいう。

めるものの設計又は製造を行う企業に協力して高度な技術が必要な工程を受け持つ企業のうち知事が特に認めるものをいう。

(企業立地等事業の認定)

第3条 知事は、前条第2号アからキまでに掲げる事業の用に供する工場等を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、企業立地事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者（法人にあつては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号アからキまでに掲げる事業の計画が適当であること。

(企業立地等事業の認定)

第3条 知事は、前条第2号アからカまでに掲げる事業の用に供する工場等を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、企業立地事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者（法人にあつては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。以下同じ。）が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号アからカまでに掲げる事業の計画が適当であること。

2. 知事は、特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、情報通信関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

(1) 県内において行われること。

(2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。

(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる事業の計画が適当であること。

3. 知事は、前条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の用に供する事業所若しくは設備を新設し、若しくは増設し、又は当該事業のために電気通信役務の提供を新たに受け、若しくは拡大する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、コンテンツ・事務管理関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

(1) 県内において行われること。

(2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこ

2 知事は、前条第 2 号イ、ウ若しくはカ又は第 3 号イに掲げる事業の用に供する事業所又は設備を新たに賃借する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、次世代ソフトウェア産業等立地事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去 2 年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

(1) 県内において行われること。

(2) 別表第 1 の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。

(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第 2 号イ、ウ若しくはカ又は第 3 号イに掲げる事業の計画が適当であること。

3 前項の規定による知事の認定は、同一の者について 1 回に限るものとする。ただし、雇用の増加を図るために特に必要があると認めるときは、この限りでない。

4 第 1 項又は第 2 項の規定による知事の認定を受けようとする者は、知事が要綱で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

5 知事は、企業立地等事業が第 1 項若しくは第 2 項に規定する要件を満たさなくなり、又はこれらの規定による知事の認定を受けた者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(補助金の交付)

第 4 条 県は、第 1 条の目的を達成するため、予算の範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企業立地事業補助金を、次世代ソフトウェア産業等立地事業を実施する者に対しては次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金を交付する。ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。

(1) 前条第 5 項の規定により認定を取り消された

と。

(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第 2 号カ又は第 4 号イに掲げる事業の計画が適当であること。

4 前 2 項の規定による知事の認定は、情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業ごとに、同一の者について 1 回に限るものとする。ただし、雇用の増加を図るために特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 第 1 項から第 3 項までの規定による知事の認定を受けようとする者は、知事が要綱で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

6 知事は、企業立地等事業が第 1 項から第 3 項までに規定する要件を満たさなくなり、又はこれらの規定による知事の認定を受けた者（法人にあっては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(補助金の交付)

第 4 条 県は、第 1 条の目的を達成するため、予算の範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企業立地事業補助金を、情報通信関連雇用事業を実施する者に対しては情報通信関連雇用事業補助金を、コンテンツ・事務管理関連雇用事業を実施する者に対してはコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金を交付する。ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、その全部又は一部を交付しない。

(1) 前条第 6 項の規定により認定を取り消された



者

(2) 略

(補助金の額)

第5条 略

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定める額（同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に該当する場合にあっては、それぞれの右欄に定める額を合計した額とし、合計した額が15億円を超えるときは15億円とする。）を加算した額以下とする。ただし、投下固定資産額に係る企業立地事業補助金の額は投下固定資産額に100分の40を乗じて得た額を、初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は初年度賃借料の額を限度とする。

3 前2項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が5億円を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1年間につき5億円を限度とし、分割して行うものとする。

4 次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金の額は、次世代ソフトウェア産業等立地事業の開始の日

者

(2) 略

(補助金の額)

第5条 略

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定める額（同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に該当する場合にあっては、それぞれの右欄に定める額を合計した額とし、合計した額が20億円を超えるときは20億円とする。）を加算した額以下とする。ただし、投下固定資産額に係る企業立地事業補助金の額は投下固定資産額に100分の50を乗じて得た額を、初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は初年度賃借料の額を限度とする。

3 前2項の規定にかかわらず、自動車、航空機若しくは医療機器又はこれらに類する物で知事が要綱で定めるものの設計又は製造を行う企業に協力して高度な技術が必要な工程を受け持つ企業のうち知事が特に認めるもの（以下「特定サプライヤー」という。）が行う事業に対する企業立地事業補助金の額は、第1項に定める額に、投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）を加算した額以下とする。

4 前3項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が7億円を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1年間につき7億円を限度とし、分割して行うものとする。ただし、分割の回数が7回を超えることとなるときは、この限りでない。

5 情報通信関連雇用事業補助金の額は、情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの1年（第3条第2項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。

6 コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額は、コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの1年（第3条第3項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。

から5年を経過する日までの1年（第3条第2項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。

（事業実施者の責務）

第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者（次項において「事業実施者」という。）は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

企業立地事業補助金	企業立地事業補助金に係る第2条第2号アからキまでに掲げる事業	企業立地事業の完了の日から7年間
次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金	次世代ソフトウェア産業等立地事業補助金に係る第2条第2号イ、ウ若しくはカ又は第3号イに掲げる事業	次世代ソフトウェア産業等立地事業の開始の日から10年間

2 略

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分	認定要件	補助金の額
企業立地事業	（1）略 （2）次に掲げる要件を満たすこと。	（1）特定製造業にあっては、次に掲げる額の合計額（15億円を限度とする。） ア 投下固定資産額（別表第2の

7 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業に対する情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額は、前2項の規定に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

- （1）著しい雇用の増加を伴う事業であって、知事が特に認めるもの
- （2）著しく規模の大きい事業であって、知事が特に認めるもの

（事業実施者の責務）

第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者（次項において「事業実施者」という。）は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

企業立地事業補助金	企業立地事業補助金に係る第2条第2号アからカまでに掲げる事業	企業立地事業の完了の日から7年間
情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業補助金に係る特定製造業又は第2条第2号イからエまでに掲げる事業	情報通信関連雇用事業の開始の日から10年間
コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金	コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金に係る第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業	コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から10年間

2 略

別表第1（第3条、第5条関係）

事業の区分	認定要件	補助金の額
企業立地事業	（1）略 （2）常時雇用労働者が10人（県内中小企業及び特定サブライヤーに	（1）特定製造業にあっては、次に掲げる額の合計額（30億円を限度とする。） ア 投下固定資産額（別表第2の

		<p>ア 県内中小企業にあっては、常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。</p> <p>イ 県内中小企業以外の企業にあっては、常時雇用労働者が10人（特定サ プライヤーにあっては、3人）以上増加すること。</p>	<p>1の項に該当する場合にあつては、投下環境有益固定資産額を除く。(2)において同じ。)に100分の20を乗じて得た額</p> <p>イ 略</p> <p>(2) (1)以外の場合にあつては、次に掲げる額の合計額(5億円を限度とする。)</p> <p>ア・イ 略</p>			<p>あつては、<u>3人)以上増加すること。</u></p>	<p>1の項に該当する場合にあつては、投下環境有益固定資産額を除く。(2)及び(3)において同じ。)に100分の30を乗じて得た額</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 特定製造業以外の事業で常時雇用労働者が30人以上増加する場合にあつては、次に掲げる額の合計額(30億円を限度とする。)</p> <p>ア 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た金額</p> <p>イ 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の場合にあつては、次に掲げる額の合計額(5億円を限度とする。)</p> <p>ア・イ 略</p>
<p>第2条第2号イに掲げる事業</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次に掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p>ア 県内中小企業にあっては、常時雇用労働者、高年</p>			<p>第2条第2号イに掲げる事業</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。</u></p>		

	<p><u>年齢常時雇用労働者及び短時間労働者が合わせて20人以上増加すること。</u></p> <p>イ <u>県内中小企業以外の企業にあつては、常時雇用労働者及び短時間労働者が合わせて20人以上増加すること。</u></p>				
第2条第2号ウに掲げる事業	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次に掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p>ア <u>県内中小企業にあつては、技術者、デザイナー又は科学技術に關す</u></p>	<p>次に掲げる額の合計額（5億円を限度とする。）</p> <p>(1)・(2) 略</p>	第2条第2号ウに掲げる事業	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>技術者、デザイナー又は科学技術に關する研究者である常時雇用労働者が5人（県内中小企業及び特定サプライヤーにあつては、3人）以上増加すること。</u></p>	<p>次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。）</p> <p>(1)・(2) 略</p>

	<p>る研究者 (以下 「技術者 等」とい う。)で ある常時 雇用労働 者及び高 年齢常時 雇用労働 者が合わ せて3人 以上増加 すること。 イ 県内中 小企業以 外の企業 にあって は、技術 者等であ る常時雇 用労働者 が5人 (特定サ プライヤ ーにあっ ては、3 人)以上 増加する こと。</p>				
<p>第2条第 2号エ及 びオに掲 げる事業</p>	<p>(1) 略 (2) <u>次に掲 げる要件を 満たすこ と。</u></p>	<p>次に掲げる額の合計 額(10億円を限度と する。) (1) 投下固定資産 額に<u>100分の20</u>を乗 じて得た額 (2) 略</p>	<p>第2条第 2号エ及 びオに掲 げる事業</p>	<p>(1) 略 (2) <u>技術者、 デザイナー 又は科学技 術に関する 研究者であ る常時雇用 労働者が5 人(県内中 小企業及び 特定サブ ライヤーに あつては、 3人)以上</u></p>	<p>次に掲げる額の合計 額(10億円を限度と する。) (1) 投下固定資産 額に<u>100分の30</u>を乗 じて得た額 (2) 略</p>

		<p>ア 県内中 小企業に あつて は、技術 者等であ る常時雇 用労働者 及び高年 齢常時雇 用労働者 が合わせ て3人以 上増加す ること。</p> <p>イ 県内中 小企業以 外の企業 にあつて は、技術 者等であ る常時雇 用労働者 が 5 人 (特定サ プライヤ ーにあつ ては、3 人) 以上 増加する こと。</p>			<p>増加するこ と。</p>	
<p>第2条第 2号カに 掲げる事 業</p>	<p>(1) 略 (2) <u>次に掲 げる要件を 満たすこ と。</u></p>	<p>次に掲げる額の合計 額 (5億円を限度と する。) (1)・(2) 略</p>		<p>第2条第 2号カに 掲げる事 業</p>	<p>(1) 略 (2) <u>常時雇 用労働者が 5人(県内 中小企業に あつては、 3人) 以上 増加するこ と。</u></p>	<p>次に掲げる額の合計 額 (10億円を限度と する。) (1)・(2) 略</p>
		<p>ア 県内中 小企業に あつて は、常時</p>				

		<p>雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。</p> <p>イ 県内中小企業以外の企業にあっては、常時雇用労働者が5人以上増加すること。</p>					
<p>第2条第2号キに掲げる事業</p>	<p>(1) 投資額が1億円（県内中小企業及び特定サプライヤーにあっては、3,000万円）を上回ること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 県内中小企業にあっては、常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。</p>	<p>次に掲げる額の合計額（5億円を限度とする。）</p> <p>(1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額</p> <p>(2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額</p>					

		イ 県内中 小企業以 外の企業 にあって は、常時 雇用労働 者が10人 (特定サ プライヤ ーにあっては、3 人) 以上 増加する こと。					
次 世 代 ソ フ ト ウ ェ ア 産 業 等 立 地 事 業	第2条第 2号イに 掲げる事 業	次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 県内中小企業にあっては、常時雇用労働者、高齢常時雇用労働者及び短時間労働者が合わせて20人以上増加すること。 (2) 県内中小企業以外の企業にあっては、常時雇用労働者及び短時間労働者が合わせて20人以上増加すること。	事業所及び設備（新たに第2条第2号イ又はウに掲げる事業の用に供され、又は増加したものに限る。）の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用の額に100分の50を乗じて得た額（1,500万円を限度とする。）	情 報 通 信 関 連 雇 用 事 業	特定製造 業  第2条第 2号イに 掲げる事 業  第2条第 2号ウ及 びエに掲 げる事業	常時雇用労働 者が10人以上 増加すること。  常時雇用労働 者及び短時間 労働者の合計 が20人以上増 加すること。  技術者、デザ イナー又は科 学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人以上増加すること。	次に掲げる額の合計 額 (1) 事業所（新たに第2条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供され、又は増加した部分に限る。）の賃借に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額（1,200万円を限度とする。） (2) 専用通信回線（新たに第2条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供され、又は増加した部分に限る。）の使用料及び通信料の額に100分の50を乗じて得た額（2,000万円を限度とする。）
	第2条第 2号ウに 掲げる事 業	次に掲げる要件を満たすこと。 (1) 県内中小企業にあっては、技			コ ン テ ン ツ ・	第2条第 2号カに 掲げる事 業	常時雇用労働 者が3人以上 増加し、か つ、常時雇用 労働者のうち に県内転入者



	<p>術者等である常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて5人以上増加すること。</p> <p>(2) 県内中小企業以外の企業にあつては、技術者等である常時雇用労働者が5人以上増加すること。</p>		<p>事務管理</p>	<p>以外の者が1人以上いること。</p>	<p>の用に供され、又は増加したものに限り、)の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用(情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。)の額に100分の50を乗じて得た額(1,000万円を限度とする。)</p>
<p>第2条第2号カに掲げる事業</p>	<p>次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 県内中小企業にあつては、常時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて3人以上増加すること。</p> <p>(2) 県内中小企業以外の企業にあつては、常時雇用労働者が3人以上増加すること。</p>	<p>事業所及び設備(新たに第2条第2号カ又は第3号イに掲げる事業の用に供され、又は増加したものに限り、)の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用の額に100分の50を乗じて得た額(1,000万円を限度とする。)</p>	<p>第2条第4号イに掲げる事業</p>	<p>常時雇用労働者(県内転入者は、2人までとする。)が5人以上増加すること。</p>	<p>(2) 電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約(新たに締結され、又は変更されたものに限り、)に基づき支払う費用(情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。)の額に100分の50を乗じて得た額(500万円を限度とする。)</p>
<p>第2条第3号イに掲げる事業</p>	<p>次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 県内中小企業にあつては、常</p>				

<p>時雇用労働者及び高年齢常時雇用労働者が合わせて5人以上増加すること。</p> <p>(2) 県内中小企業以外の企業にあっては、常時雇用労働者が5人以上増加すること。</p>	
---	--

備考 「デザイナー」とは、デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。

備考

- 1 「デザイナー」とは、デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。
- 2 「県内転入者」とは、第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の実施に伴い業務に従事する日までに県外から住所を移転した者をいう。

別表第2（第5条関係）

1 第2条第2号アに掲げる事業であって、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限り、 <u>9の項に該当するものを除く。</u> ）	略
2 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長のための計画において県内で成長が見込まれる産	次に掲げる額の合計額（ <u>5億円</u> を限度とする。） (1)・(2) 略

別表第2（第5条関係）

1 第2条第2号アに掲げる事業であって、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに <u>限る。</u> ）	略
2 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長のための計画において県内で成長が見込まれる産	次に掲げる額の合計額（ <u>10億円</u> を限度とする。） (1)・(2) 略

<p>業分野として位置付け、戦略的に推進している事業（特定製造業を除く。）であって、知事が特に認めるもの（<u>9の項に該当するものを除く。</u>）</p>		<p>業分野として位置付け、戦略的に推進している事業（特定製造業を除く。）であって、知事が特に認めるもの</p>	
<p>3 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの（<u>2の項又は9の項に該当するものを除く。</u>） (1)・(2) 略</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（<u>5億円</u>を限度とする。）</p>	<p>3 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの（<u>2の項に該当するものを除く。</u>）  (1)・(2) 略</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（<u>10億円</u>を限度とする。）</p>
<p>4 中山間地域（知事が要綱で定める地域に限る。）において行う事業であって、知事が特に認めるもの（<u>9の項に該当するものを除く。</u>）</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（<u>5億円</u>を限度とする。）</p>	<p>4 中山間地域（知事が要綱で定める地域に限る。）において行う事業であって、知事が特に認めるもの</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（<u>10億円</u>を限度とする。）</p>
<p>5 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの（<u>9の項に該当するものを除く。</u>）</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（<u>5億円</u>を限度とする。）</p>	<p>5 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（<u>10億円</u>を限度とする。）</p>
<p>6 提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな</p>	<p>略</p>	<p>6 提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな</p>	<p>略</p>

<p>事業（知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。）であって、知事が特に認めるもの（<u>9の項に該当するものを除く。</u>）</p>		<p>事業（知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。）であって、知事が特に認めるもの</p>	
<p>7 大都市圏（首都圏、近畿圏及び中部圏のうち知事が要綱で定める地域をいう。）又は5の項左欄に掲げる地域からの本社機能の移転を伴う事業であって、知事が特に認めるもの（5の項、8の項又は9の項に該当するものを除く。）</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（<u>5億円</u>を限度とする。）</p>	<p>7 大都市圏（首都圏、近畿圏及び中部圏のうち知事が要綱で定める地域をいう。）又は5の項左欄に掲げる地域からの本社機能の移転を伴う事業であって、知事が特に認めるもの（5の項又は8の項に該当するものを除く。）</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（<u>10億円</u>を限度とする。）</p>
<p>8 我が国における拠点となる工場等に関する事業（知事が要綱で定める外国会社が行うものに限る。）であって、知事が特に認めるもの（<u>9の項に該当するものを除く。</u>）</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（<u>5億円</u>を限度とする。）</p>	<p>8 我が国における拠点となる工場等に関する事業（知事が要綱で定める外国会社が行うものに限る。）であって、知事が特に認めるもの</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（<u>10億円</u>を限度とする。）</p>
<p>9 特定サプライヤーが行う事業</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額（5億円を限度とする。）</p>		

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項から第3項までの知事の認定を受けた企業立地等事業については、なお従前の例による。
- 3 改正後の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「新条例」という。）第3条第3項の規定の適用については、旧条例第3条第2項又は第3項の規定により行った認定は、新条例第3条第2項の規定により行った認定とみなす。

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第30号**

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和44年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例</u></p>	<p><u>鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第 1 項の規定により徴収する地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の分担金並びに<u>法第91条の 2 第 1 項及び第 6 項の規定により徴収する特別徴収金</u>の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第 1 項の規定により徴収する地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の分担金の徴収に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(分担金の徴収)</p> <p>第 2 条 県は、<u>県営土地改良事業（法第87条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）を除く。）</u>を施行する場合には、当該事業の施行に係る各年度において、当該事業の施行に要する費用の一部につき、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有するものから分担金を徴収する。</p>	<p>(分担金の徴収)</p> <p>第 2 条 県は、<u>県営土地改良事業を施行する場合には、当該事業の施行に係る各年度において、当該事業の施行に要する費用の一部につき、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第 3 条に規定する資格を有するものから分担金を徴収する。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(特別徴収金の徴収)</p> <p>第 5 条 県は、<u>規則で定める県営土地改良事業（機構関連事業、法第87条の 4 第 1 項又は第87条の 5 第 1 項の規定により行う県営土地改良事業及び法第91条第 5 項に規定する都道府県営市町村特別申請事業を除く。）</u>の施行に係る地域内の土地につき法第 3 条に規定する資格を有する者が、<u>法第113条の 3 第 3 項の規定による当該県営土地改良事業の工事を完了した旨の公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）</u>の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日以後 8 年を経過する日までの間に、当該土地を目的外用途（<u>法第91条の 2 第 1 項に規定する目的外用途</u></p>	<p>(分担金の特例)</p> <p>第 5 条 県は、<u>規則で定める県営土地改良事業の施行については、当該事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内の土地につき法第 3 条に規定する資格を有するものから、第 2 条第 1 項の規定により徴収する各年度の分担金のほか、当該事業の施行に要した費用から同条同項の規定により徴収した分担金の総額を差し引いた額をその者が法第 3 条に規定する資格を有することとなった当該地域内の土地の面積に割りふって得られる額の範囲内で、当該土地の全部又は一部につき、当該事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）</u>の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指</p>

<p>をいう。以下この項において同じ。)に供するため所有権の移転等(法第36条の2第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下この項において同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、特別徴収金を徴収する。</p>	<p>定したときは、その指定した年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行なわれる場合又は当該事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農地についての開田が行なわれる場合に、当該転用又は開田に係る土地の面積に応じた額(農地の農地以外への転用が行なわれる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外の用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額)の金銭を納付させる旨の条件を付した分担金を徴収する。</p>
<p>2 県は、機構関連事業の施行に係る地域内の土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、法第113条の3第3項の規定による当該機構関連事業の工事を完了した旨の公告があった日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)の初日以後8年を経過する日までの間に、当該土地につきそれぞれ当該各号のいずれかに定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収する。</p>	
<p>3 知事は、前2項の特別徴収金を徴収する場合にあっては、特別徴収金の額その他当該特別徴収金に関し必要な事項を定めてこれを通知するものとする。</p>	<p>2 知事は、前項の分担金を徴収する場合にあっては、当該事業に係る第2条第1項の規定による分担金の徴収に係る決定通知を行なう際にあわせて前項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金に関し必要な事項を定めてこれを通知するものとする。</p> <p>3 知事は、転用に係る土地の面積が規則で定める面積をこえない場合その他知事が特に納付の必要がないと認めるときは、第1項の分担金を免除することができる。</p>
<p>4 略</p> <p>(特別徴収金の額)</p> <p>第6条 前条第1項又は第2項の規定により徴収する特別徴収金の額は、県営土地改良事業に要する費用の額に特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額から、当該土地改良事業につき徴収する分担金の額並びに法第91条第2項及び第6項の規定による市町村負担金の額に当該割合を乗じて得た額を控除して得た額(当該土地が目的</p>	<p>4 略</p>

外用途（法第91条の2第1項又は第6項第1号イに規定する目的外用途をいう。）に供されることに伴い遊休化する施設を目的外の用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該目的外用途に供された土地に係るものを控除した額）の範囲内で、知事が定める額とする。

（特別徴収金の免除）

第7条 知事は、第5条第1項又は第2項の規定にかかわらず、特別徴収金の徴収に係る土地の面積が規則で定める面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないと認めたときは、特別徴収金を免除することができる。

（規則への委任）

第8条 略

（規則への委任）

第6条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第31号**

鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例（昭和60年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 次代を担う青少年に森林における自然観察、体験学習等の場を提供するほか、<u>林業従事者に研修等の場を提供することにより、森林及び林業に対する理解の促進を図り、もって広く県民の保健及び休養並びに林業の振興に資するため、鳥取県立二十一世紀の森（以下「二十一世紀の森」という。）を鳥取市に設置する。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 <u>知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、二十一世紀の森に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p>(1) <u>二十一世紀の森（知事が別に定める区域を除く。）の施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、二十一世紀の森の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務</u></p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 <u>指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</u></p> <p>(指定管理者の選定基準)</p> <p>第5条 <u>知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第4条第1項の規定による申請があったときは、同条例第5条第1号から第3号までの基準によるほか、次に掲げる基準によって同条の審査を行う</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 次代を担う青少年に森林における自然観察、体験学習等の場を提供し、<u>もって森林及び林業に対する理解を促進するとともに、</u>広く県民の保健及び休養に資するため、鳥取県立二十一世紀の森（以下「二十一世紀の森」という。）を鳥取市に設置する。</p>

ものとする。

(1) 指定管理者が、二十一世紀の森を活用し、森林及び林業に対する理解を促進するための事業を実施すること。

(2) その他知事が二十一世紀の森の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(開園時間及び休園日)

第6条 二十一世紀の森の開園時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 二十一世紀の森の休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

3 前2項の規定にかかわらず、知事から指示があった場合又は知事の承認があった場合には、指定管理者は、第1項の開園時間及び前項の休園日を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

第7条 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実習館又はとっとり林業技術訓練センター（以下「実習館等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 略

(2) 実習館等の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 略

(行為の制限等)

第8条 二十一世紀の森においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 二十一世紀の森の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(3) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(4) 土石、竹木等の物件を堆積すること。

(5) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。

(6) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(利用の許可)

第3条 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実習館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

(1) 略

(2) 林業技術工芸実習館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 略

- (7) たき火をすること。
- (8) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (9) 所定の場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (10) 指定管理者の許可を受けないで、貼り紙、貼り札その他の広告物を設置すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、二十一世紀の森への入園を拒み、又は二十一世紀の森からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第9条 指定管理者は、二十一世紀の森の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、二十一世紀の森の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 二十一世紀の森の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

<p>(利用料金の減免)</p> <p><u>第12条</u> 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て 定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除し なければならない。</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第13条</u> 略</p>	<p>(規則への委任)</p> <p><u>第4条</u> 略</p>
---	-------------------------------------

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

## (準備行為)

2 改正後の鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及び新条例第6条、第11条第2項又は第12条の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## (経過措置)

3 この条例の施行の日前にされた改正前の鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例第3条の規定による利用の許可は、新条例第7条の規定による利用の許可とみなす。

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第32号**

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p><u>第3条</u> 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、かっこ館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>かっこ館の水生生物の飼育管理に関する業務</u></p> <p>(2) <u>かっこ館の施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、かっこ館の管理に関する業務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務</u></p>	
<p style="text-align: center;">(指定管理者の管理の期間)</p> <p><u>第4条</u> 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	
<p style="text-align: center;">(開館時間及び休館日)</p> <p><u>第5条</u> <u>かっこ館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</u></p> <p><u>2</u> <u>かっこ館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項の規定にかかわらず、知事から指示があつた場合又は知事の承認があつた場合には、指定管理者は、第1項の開館時間及び前項の休館日を臨時に変更することができる。</u></p>	
<p style="text-align: center;">(行為の制限等)</p> <p><u>第6条</u> <u>かっこ館においては、次の行為をしてはならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(行為の制限等)</p> <p><u>第3条</u> <u>かっこ館においては、次の行為をしてはならない。</u></p>

<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、知事の承認を得て指定管理者が定める行為</u></p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、かにかっこ館の利用を拒み、又はかにかっこ館からの退去を命ずることができる。</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第7条</u> <u>指定管理者</u>は、かにかっこ館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、かにかっこ館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この条例に定めるもののほか、かにかっこ館の管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における<u>指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。</u></p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他知事が別に定める行為</u></p> <p>2 <u>知事</u>は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、かにかっこ館の利用を拒み、又はかにかっこ館からの退去を命ずることができる。</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第4条</u> <u>知事</u>は、かにかっこ館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、かにかっこ館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(権限の委任)</p> <p><u>第5条</u> <u>第3条第2項及び前条に規定する知事の権限</u>は、かにかっこ館の館長に委任する。</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第6条</u> この条例に定めるもののほか、かにかっこ館の管理に関する事項は、<u>規則で定める。</u></p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及び新条例第5条又は第6条第1項第5号の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の前日にされた改正前の鳥取県立とっとり賀露かにかっこ館の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定による退去命令又は旧条例第4条の規定による措置命令は、それぞれ新条例第6条第2項の規定による退去命令又は新条例第7条の規定による措置命令とみなす。